鳥取県公報

平成24年７月９日（月）
号外第６２号

毎週火・金曜日発行

目　　　　　　　　　次

◇　規　　則　鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則（51）（統計課）・・・・・・・・・・3
栄養士法施行細則の一部を改正する規則（52）（健康政策課）・・・・・・・・・・・・・6
鳥取県理容師法施行細則の一部を改正する規則（53）（くらしの安心推進課）・・・・・8
鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則（54）（〃）・・・・・・・・・・・・・・9
鳥取県温泉法施行細則の一部を改正する規則（55）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・10

══════公布された規則のあらまし══════

◇鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正について

１　規則の改正理由

外国人登録法の廃止等により、外国人も住民票に記載されることになったことに伴い、所要の改正を行う。

２　規則の概要

（１）　外国人登録統計調査の名称を外国人住民統計調査に改め、その目的について所要の規定の整備を行う。

（２）　人口移動調査の対象及び統計の作成等の委託に係る本人確認書類について定めた規定中、外国人の取扱いを定めた部分を削る。

（３）　その他所要の規定の整備を行う。

（４）　施行期日は、平成24年７月９日とする。

◇栄養士法施行細則の一部改正について

１　規則の改正理由

栄養士の免許申請等を行う者の利便性の向上を図るため、申請書等の提出先を拡充するとともに、外国人登録法の廃止等に伴い、栄養士免許申請書に添付する書類について所要の改正を行う。

２　規則の概要

（１）　栄養士法施行令によって知事に提出する書類は、総合事務所長（現行　住所地を所管する総合事務所長）を経由しなければならない。

（２）　栄養士免許申請書の添付書類から外国人登録証明書の写しを削る。

（３）　その他所要の規定の整備を行う。

（４）　施行期日は、平成24年７月９日とする(２)を除き、公布日とする。

◇鳥取県理容師法施行細則の一部改正について

１　規則の改正理由

外国人登録法の廃止等に伴い、理容所開設届に添付する書類について所要の改正を行う。

２　規則の概要

（１）　理容所開設届の添付書類のうち、外国人登録済証明書を住民票の写しに改める。

（２）　その他所要の規定の整備を行う。

（３）　施行期日は、平成24年７月９日とする。

◇鳥取県美容師法施行細則の一部改正について

１　規則の改正理由

外国人登録法の廃止等に伴い、美容所開設届に添付する書類について所要の改正を行う。

２　規則の概要

（１）　美容所開設届の添付書類のうち、外国人登録済証明書を住民票の写しに改める。

（２）　その他所要の規定の整備を行う。

（３）　施行期日は、平成24年７月９日とする。

◇鳥取県温泉法施行細則の一部改正について

１　規則の改正理由

外国人登録法の廃止等に伴い、温泉成分分析機関登録申請書に添付する書類について所要の改正を行う。

２　規則の概要

（１）　温泉成分分析機関登録申請書の添付書類から外国人登録証明書の写しを削る。

（２）　施行期日は、平成24年７月９日とする。

規　　　　　　則

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年７月９日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県規則第51号

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（県統計調査の実施）
第３条　条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。
<table>
<tr><th>名称</th><th>目的</th></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>外国人住民統計調査</td><td>県内の外国人住民の数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>
２　略
３　知事等は、県統計調査を行う場合には、次の各号のいずれかの方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。
（１）　調査票を前項第３号に掲げる者に配布し、及び取集する方法
（２）　調査票を前項第３号に掲げる者に郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便又は特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第２条第１号に規定する電子メール（以下「郵便等」という。）により送付し、又は送信し、及びこれを回収し、又は受信する方法
（３）及び（４）　略</td>
<td>（県統計調査の実施）
第３条　条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。
<table>
<tr><th>名称</th><th>目的</th></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>外国人登録統計調査</td><td>県内在住外国人の登録者数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>
２　略
３　知事等は、県統計調査を行う場合には、次の各号のいずれかの方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。
（１）　調査票を調査対象者（前項第３号に掲げる者をいう。以下同じ。）に配布し、及び取集する方法
（２）　調査票を調査対象者に郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便又は特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第２条第１号に規定する電子メール（以下「郵便等」という。）により送付し、又は送信し、及びこれを回収し、又は受信する方法
（３）及び（４）　略</td></tr>
</table>

４　知事等は、第１項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。 （１）　略 （２）　製造業流通調査、男女共同参画意識調査、外国人住民統計調査及び産業廃棄物実態調査　前項第２号に掲げる方法 （３）及び（４）　略 ５　略	４　知事等は、第１項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。 （１）　略 （２）　製造業流通調査、男女共同参画意識調査、外国人登録統計調査及び産業廃棄物実態調査　前項第２号に掲げる方法 （３）及び（４）　略 ５　略
（調査の対象） 第７条　人口移動調査は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第８条の規定による住民票の記載又は消除が行われた者について行う。	（調査の対象） 第７条　人口移動調査は、次に掲げる者について行う。 （１）　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第８条の規定による住民票の記載又は消除が行われた者 （２）　外国人登録法（昭和27年法律第125号）第３条第１項の規定による登録の申請若しくは第８条第１項の規定による居住地変更の登録の申請又は第12条の規定による登録証明書の返納をした者
（委託による統計の作成等に係る手続等） 第30条　略 ２　委託申出者は、前項の申出書を提出するときは、調査実施機関の担当職員に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。 （１）　委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等で代表者又は管理人の定めがあるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の運転免許証、健康保険の被保険者証又は住民基本台帳法第30条の44第１項に規定する住民基本台帳カードで申出の日において有効なものその他これらの者の氏名、生年月日及び住所が記載され、本人であることを確認するに足りる書類 （２）及び（３）　略	（委託による統計の作成等に係る手続等） 第30条　略 ２　委託申出者は、前項の申出書を提出するときは、調査実施機関の担当職員に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。 （１）　委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等で代表者又は管理人の定めがあるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第１項に規定する住民基本台帳カードで申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類 （２）及び（３）　略

附　則

この規則は、平成24年７月９日から施行する。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年７月９日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県規則第52号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（平成14年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（書類の経由） 第６条　政令によって知事に提出する書類は、総合事務所長を経由しなければならない。	（書類の経由） 第６条　政令によって知事に提出する書類は、住所地を所管する総合事務所長を経由しなければならない。
様式第１号（第２条関係） 栄養士免許申請書　［収入証紙貼り付け欄］ 職　氏　名　様 栄養士の免許を受けたいので、栄養士法施行令第１条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。 年　月　日 本籍地都道府県名(国籍) 郵便番号 住　所 申請者　氏　名　㊞ 生年月日　年　月　日生 性　別 電話番号 １　罰金以上の刑に処せられたことの有無（有の場合には、その罪、刑及び刑の確定年月日） 有・無　＿＿＿＿＿＿ ２　栄養士の業務に関し犯罪又は不正行為を行ったことの有無（有の場合には、違反の事実及び年月日） 有・無　＿＿＿＿＿＿ 添付書類 １　略	様式第１号（第２条関係） 栄養士免許申請書　［収入証紙はり付け欄］ 職　氏　名　様 栄養士の免許を受けたいので、栄養士法施行令第１条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。 年　月　日 本籍地都道府県名(国籍) 郵便番号 住　所 申請者　氏　名　㊞ 生年月日　年　月　日生 性　別 電話番号 １　罰金以上の刑に処せられたことの有無（有の場合には、その罪、刑及び刑の確定年月日） 有・無　＿＿＿＿＿＿ ２　栄養士の業務に関し犯罪又は不正行為を行ったことの有無（有の場合には、違反の事実及び年月日） 有・無　＿＿＿＿＿＿ 添付書類 １　略

２　戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の写し（本籍又は国籍等を記載したものに限る。） 注　略	２　戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の写し（戸籍の表示（本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨）を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し 注　略

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第１号の改正規定は、平成24年７月９日から施行する。

鳥取県理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年７月９日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県規則第53号

鳥取県理容師法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県理容師法施行細則（昭和61年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
様式第４号（第４条関係） ［収入証紙貼り付け欄］ 理容所開設届 職　氏名　　様 理容所を開設したいので、理容師法第11条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第11条の２の規定に基づく検査を申請します。 年　月　日 郵便番号 住　所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地） 届出者　氏　名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 ［略］ 注　略 添付書類 １～４　略 ５　外国人が届出をする場合にあっては、住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）	様式第４号（第４条関係） ［収入証紙はり付け欄］ 理容所開設届 職　氏名　　様 理容所を開設したいので、理容師法第11条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第11条の２の規定に基づく検査を申請します。 年　月　日 郵便番号 住　所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地） 届出者　氏　名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 ［略］ 注　略 添付書類 １～４　略 ５　外国人が届出をする場合にあっては、外国人登録済証明書

附　則

この規則は、平成24年７月９日から施行する。

鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年７月９日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県規則第54号

鳥取県美容師法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県美容師法施行細則（昭和61年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
様式第４号（第４条関係） 収入証紙 貼り付け欄 美容所開設届 職　氏名　様 美容所を開設したいので、美容師法第11条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第12条の規定に基づく検査を申請します。 年　月　日 郵便番号 住　所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地） 届出者　氏　名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 略 注　略 添付書類 １～４　略 ５　外国人が届出をする場合にあっては、住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）	様式第４号（第４条関係） 収入証紙 はり付け欄 美容所開設届 職　氏名　様 美容所を開設したいので、美容師法第11条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。併せて、その構造設備について同法第12条の規定に基づく検査を申請します。 年　月　日 郵便番号 住　所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地） 届出者　氏　名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 略 注　略 添付書類 １～４　略 ５　外国人が届出をする場合にあっては、外国人登録済証明書

附　則

この規則は、平成24年７月９日から施行する。

鳥取県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年７月９日

鳥取県知事　平　井　伸　治

鳥取県規則第55号

鳥取県温泉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県温泉法施行細則（昭和62年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
様式第27号（第24条関係） 温泉成分分析機関登録申請書 職　氏名　　　　　様 温泉成分分析機関の登録を受けたいので、温泉法第19条第２項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。 年　月　日 住所 申請者　（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名　　　　　㊞ （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 略 注　略 添付書類 １　略 ２　申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し ３～５　略	様式第27号（第24条関係） 温泉成分分析機関登録申請書 職　氏名　　　　　様 温泉成分分析機関の登録を受けたいので、温泉法第19条第２項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。 年　月　日 住所 申請者　（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名　　　　　㊞ （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 略 注　略 添付書類 １　略 ２　申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し ３～５　略

附　則

この規則は、平成24年７月９日から施行する。